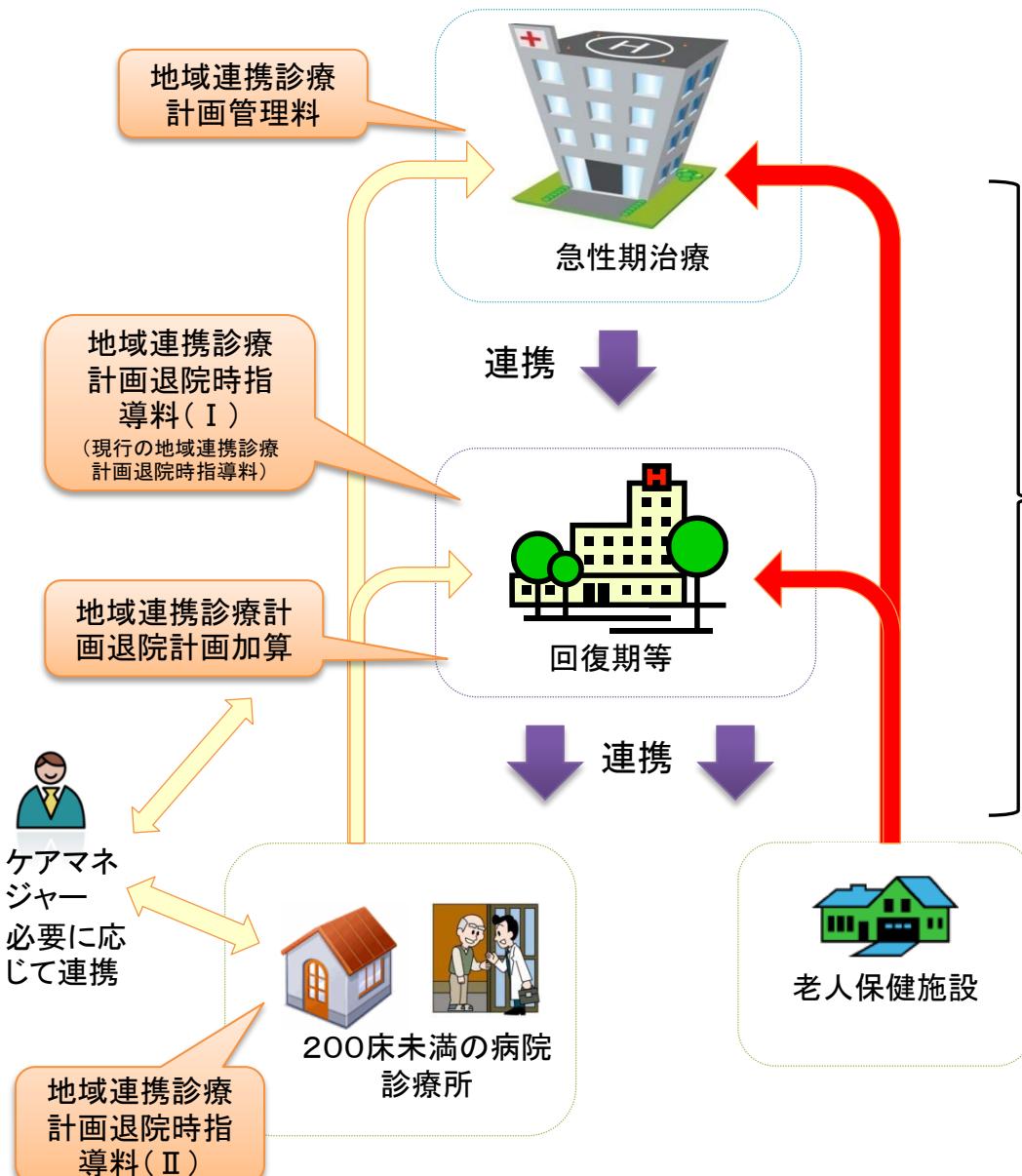
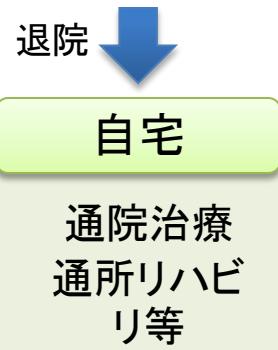
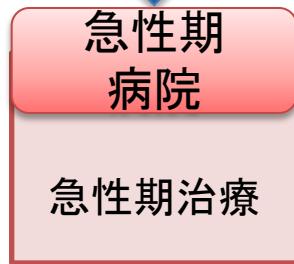


【論点6】大腿骨頸部骨折・脳卒中にかかる「地域連携診療計画」に基づき、介護老人保健施設が患者を受け入れ、計画管理病院に文書で診療情報を提供した場合に、介護報酬の加算で評価を行ってはどうか。

【対応】 平成22年度診療報酬改定において、大腿部頸部骨折・脳卒中にかかる医療機関等の連携の評価として、「地域連携診療計画」に基づき患者を受け入れた200床未満の病院、診療所から計画管理病院に文書で診療情報を提供した場合の指導料(地域連携診療計画退院時指導料(II))の評価が新たに行われた。

介護老人保健施設は、回復期病院等からの退所先として診療報酬上位置づけられているが、同様の情報提供を行った場合の報酬上の評価がなされていないため、介護報酬の加算で評価を行う。

大腿骨頸部骨折・脳卒中に係る医療機関等の連携の評価(現状)



老人保健施設が当該患者に係る診療情報を文書により計画管理病院に提供した場合の報酬上の評価がなされていない。